

基本施策2 行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と相互理解を図り、信頼関係を構築し食の安心を実現します。

(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進

食品による健康被害の情報や食の安全に関する検査の結果など、食品の安全に関する情報について、各種広報媒体を活用して県民へ周知するとともに、消費者及び事業者に対して食品の安全に関わる講習会等を実施して、食の安全に対する意識の普及啓発を推進します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品営業施設等・家庭における食中毒発生件数 (うち、毒きのこ等による食中毒発生件数)	20件(26年度実績) (2件(26年度実績))	⇒ 10件以下 (0件以下)
○ 講習会等で実施するアンケート調査において「食の安全・安心が確保されている」と回答した割合	63.2% (26年度実績)	⇒ 平成26年度以上

【具体的な取組み】

① 消費者への教育

[消費生活課]

消費者被害等の未然防止を図るため、ビデオの貸出やテレビ・ラジオによる広報により、消費生活に必要な知識・情報を提供します。

② 消費生活苦情処理体制の整備

[消費生活課]

消費生活全般に関わる消費者からの苦情や消費者被害等に関する相談を受け、助言・あっせんを行います。(食品安全に関する苦情等については、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介します。)

③ わかりやすい表示の相談・普及

[健康増進課]

健康増進法に係る栄養表示基準、特別用途食品、いわゆる健康食品の表示等について、消費者に正しい情報提供をすることで、食品選択に活用されるよう、相談や講習会等における普及を行います。

④ 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動

[林業振興課]

放射性物質検査により出荷等が制限されている山菜・きのこに関する情報提供や山菜・きのこによる食中毒防止のため、県内直売所や県民を対象に関係機関を通じた注意喚起や県ホームページなどによる普及啓発を行います。

⑤ ファックスネットワーク事業

[郡山市]

登録している食品関連事業者に対し、ファクシミリを利用して迅速かつ効率的に食品衛生情報の提供を行います。

⑥ 食品衛生ミニ情報事業

[郡山市]

市内のスーパーマーケット等の食品販売事業者の協力を得て、当該事業者の作成する新聞折り込み広告チラシに、食品衛生に関する情報を掲載します。

⑦ 食中毒防止ポスターコンクール及びカレンダーの作成配布

[郡山市]

市内の小学生を対象にポスターコンクールを実施するとともに、最優秀作品を採用して翌年のカレンダーを作成し、関係施設に配布します。

⑧ 食品衛生講習会の実施

[食品生活衛生課・中核市]

食品営業施設や集団給食施設等における営業者（設置者）や従事者を対象として、衛生的な食品の取扱い等の食品衛生の知識の普及を目的として講習会を開催します。

また、これらの施設における食品衛生責任者の養成又は再教育を目的とした食品衛生責任者養成（再教育）講習会を開催します。

さらに、一般消費者、食品関係事業者（団体）及び小・中学校等の教育機関からの依頼に基づき、各保健所や食肉衛生検査所の職員が出張し衛生講習会（出前講座）を行います。

食品衛生管理者 と 食品衛生責任者について！

<食品衛生管理者>

食品衛生法に基づき、食品営業者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品や添加物の製造・加工施設（食肉製品製造業、添加物製造業など）に食品衛生管理者を設置することが義務づけられています。食品衛生管理者は、一定の資格要件が必要です。

食品衛生管理者は、食品等の製造・加工施設が衛生的に行われるよう施設における衛生管理や従事者の監督のほか、営業者に対し必要な意見を述べることを求められています。

<食品衛生責任者>

食品営業者は、施設（上記の食品衛生管理者の設置を義務付けている施設を除く）又はその部門ごとに、当該食品取扱者及び関係者のうちから、食品衛生に関する責任者を定めることとされています。この責任者を食品衛生責任者といいます。食品衛生責任者は、調理師等の有資格者の他、食品衛生責任者養成講習会での所定の課程を修了した者になることができ、営業者に対し公衆衛生上の助言や勧告を行うとともに、食品関係法令に違反しないよう従業員を監督する役割を有しています。

(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進

食の安全・安心について、行政、食品関連事業者及び消費者の相互理解を図るため、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を行います。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品営業施設等・家庭における食中毒発生件数（再掲）	20件（26年度実績）	⇒ 10件以下
○ 講習会等で実施するアンケート調査において「食の安全・安心が確保されている」と回答した割合（再掲）	63.2%（26年度実績）	⇒ 平成26年度以上

【具体的な取組み】

① 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催

[食品生活衛生課]

食中毒発生の危険性の高い夏季に、各保健所が、食中毒防止対策、食品衛生思想の普及啓発を目的として、消費者及び食品関連事業者と食品衛生に関わる懇談会を開催します。

② 郡山市食育推進協議会における情報、意見交換

[郡山市]

関係者相互の理解を深め、食の安全確保の推進を図るため、消費者、生産者、製造者、販売者及び学識経験者による情報、意見交換を行います。

③ 食の安全に関するフォーラム等の開催

[いわき市]

食品の安全確保について、専門的かつ幅広い視野にたった基調講演、消費者、生産者、食品関連事業者及び行政による意見交換を行います。

④ ～食のこども探検隊～（一日食品衛生監視員体験）の開催

[いわき市]

小学校高学年の児童を対象に、一日食品衛生監視員としてスーパーマーケットでの食品の取扱いや、食品を扱う人がどのような視点で食品を提供しているのかという点を確認してもらいながら、食品衛生に関する知識や食品に対する関心を高めてもらうことを目的とする。

また、同時に食品衛生の基本である「衛生的な手洗い」を身につけてもらうことにより、家庭における食品衛生の向上に繋げる。

⑤ ジュニア食品安全ゼミナール

[郡山市]

食品の安全性について興味を持ち、冷静に判断する目を育んでもらうため、中学生を対象にグループ対抗のクイズや意見交換を内閣府食品安全委員会と共催で行います。

リスクコミュニケーションとは？

「リスク」とは、人への健康障害を与える危険性のことです。食品のリスクは、食べ物を食べることによって、人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率とその影響の程度）です。ここでいう「リスクコミュニケーション」とは、消費者、生産者、食品関連事業者などの関係者がそれぞれの立場から情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識が深められ、関係者間の相互理解につながることを期待されます。

食の安全・安心を確保するためには、食品を供給する食品関連事業者、食品を購入する消費者及び食品のリスク管理を行う行政が相互に情報を共有し、信頼関係を築いていくことが必要です。

(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映

食の安全・安心は、行政による施策の実施だけでは達成できないことから、広く県民の意見を施策に反映させるため、ふくしま食の安全安心推進懇談会や県民からの意見提案など、県民のニーズの把握に努めます。

【具体的な取組み】

① ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催

[ふくしま食の安全・安心推進会議（関係各課・中核市）]

生産から流通、消費に至る食品の安全確保に関する情報及び意見の交換、検討を行い相互理解を図るとともに、食の安全・安心の確保を推進するため、消費者、生産者・製造者、流通業者、学識経験者及び行政との情報及び意見の交換を行います。

ふくしま食の安全・安心推進会議とは？

平成23年3月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生により、食品の放射性物質汚染問題など食品をとりまく状況が大きく変化していることから、平成24年度より、これまでの「福島県食品安全推進会議」（平成14年度設置）の名称を「ふくしま食の安全・安心推進会議」と改め、県民の健康保護を最優先に、食品の安全の確保と食の安心を実現するため、「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」に基づき、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の進行管理などを実施していくこととしています。

ふくしま食の安全・安心推進懇談会の役割について

ふくしま食の安全・安心懇談会では、消費者委員、生産者・製造者・流通業者委員及び学識経験者委員により、県が策定する「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」や「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」などの施策や食の安全・安心に係る情報等に関して意見交換や検討をいただくこととしています。

(4) 食育の推進

県民一人一人が、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性をはぐくむことができるように、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進するとともに、健康に配慮した食事を提供する施設の増加等、食環境整備を推進します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食育推進計画を作成している市町村の割合	79.7% (26年度実績)	⇒ 平成26年度以上
○ 福島県食育応援企業団の登録数	15社 (26年度実績)	⇒ 平成26年度以上

【具体的な取組み】

① 市町村食育推進計画作成の促進

[健康増進課]

食育基本法・食育基本計画及び第三次福島県食育推進計画に基づき、福島県民が生涯にわたって安全・安心で健やかに暮らせるための食育を推進するため、事業の実施主体となる市町村における計画の作成を推進します。

② 健康に配慮した食環境整備の推進

[健康増進課]

健康増進法・食育基本法に基づき、福島県民が生涯にわたって安全・安心で健やかに暮らせるように、健康に配慮した食環境整備を推進します。

第三次福島県食育推進計画について

(計画の期間:平成27年度～平成32年度)

○ 基本目標

『食を通して ふくしまの 未来を担う 人を育てる』
～家庭、学校、地域が一体となった食育の推進～

○ 基本施策

【基本施策1】 健康な心と身体を育む食育の推進

めざす姿:家庭や学校、地域が一体となって、「健康な心と身体」を育むための食育を推進します。

【基本施策2】 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進

めざす姿:農林水産業や食産業等の体験や交流を通じて食文化を継承するなど、「豊かな心」を育むための食育を推進します。

【基本施策3】 食の安全・安心を重視した食育の推進

めざす姿:東日本大震災や原発事故の経験を踏まえ、食の安全・安心に向けた判断力や行動力を促進するなど、「強く生きる力」を育むための食育を推進します。